

6 大気環境関係データ

■概 要

2016(平成 28)年度における一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）での二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ベンゼン等の環境保全目標の達成状況等は次のとおりです。

(1) 二酸化窒素

一般局（65 局）、自排局（36 局）とも、全局で環境保全目標を達成しました。一般局では 14 年連続、自排局では 7 年連続で達成しています。また、年平均濃度については緩やかな改善傾向で推移しています。

(2) 浮遊粒子状物質

一般局（66 局）及び自排局（34 局）の全局で長期的評価による環境保全目標を達成しました。なお、近年では、強い黄砂の影響のあった平成 23 年度を除き、おおむね全ての局で環境保全目標を達成しています。また、年平均濃度については緩やかな改善傾向で推移しています。

(3) 微小粒子状物質

一般局（38 局）では 35 局で環境保全目標を達成し、達成率は 92.1% でした。自排局（17 局）は 15 局で達成し、達成率は 88.2% でした。年平均濃度については緩やかな改善傾向となっています。

また、一般局 8 局、自排局 5 局において成分分析を実施しました。

(4) 光化学オキシダント・非メタン炭化水素

光化学オキシダントについては全局（70 局）で環境保全目標を達成しませんでしたが、その要因物質である非メタン炭化水素の年平均濃度については、緩やかな改善傾向で推移しています。

なお、光化学スモッグ注意報の発令回数は 7 回でした。

(5) 二酸化硫黄・一酸化炭素

全ての測定局で長期的評価による環境保全目標を達成しました。また、年平均濃度も環境保全目標を大きく下回る水準で推移しています。

(6) ベンゼン等有害大気汚染物質

モニタリングを実施している有害大気汚染物質（21 物質）のうち、環境保全目標が設定されているベンゼンは府内全 25 地点（道路沿道 10 地点、一般環境 13 地点、固定発生源周辺 2 地点）で、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンは府内全 19 地点で、ジクロロメタンは府内全 20 地点で、環境保全目標を達成しました。

(7) アスベスト

全ての地点において、検出下限値付近の濃度であり、問題になるレベルではないと考えられます。なお、2012（平成24）年度からの調査結果と比べても、同程度のレベルでした。